

複写サービス業務契約書(案)

長崎県立佐世保高等技術専門校 校長 川内野寿美子(以下「甲」という。)と、○○株式会社 代表取締役 ○○○○(以下「乙」という。)とは、次のとおり複写サービス業務契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が複写機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写機に必要な消耗品等(ドラム・トナー等)を円滑に供給するとともに甲がこれに對して複写サービス料金を乙に支払うことを目的とする。

(設置機器及び設置場所)

第2条 設置機器及び設置場所は、別紙に記載のとおりとする。

(装置等の設置)

第3条 乙は、契約期間の開始日までに装置等を完全に使用できる状態で前項の設置場所に設置した後、甲の確認を受けるものとする。なお、設置に必要な荷造費、運送費、据付工事費及び現地調整に要する費用については、乙の負担とする。

2 乙は、装置等が前項の確認に合格しないときは、直ちに装置等の修補又は取替えをして甲の確認を受けなければならぬ。

(契約期間)

第4条 この契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(複写サービス料金の単価等)

第5条 複写サービス料金の単価等は、別紙に記載のとおりとする。

(契約保証金)**【注】○○○：「金○○○,○○○円」、「免除」、「免除(履行保証保険)」等記載。**

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金は○○○とする。

(複写サービス料金の請求)

第7条 乙は、毎月末において複写機を管理する甲の係員の確認を受けて、複写枚数を算出し、第5条に規定する複写サービス料金の単価等で計算をして得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(ただし、円未満の端数は切り捨てる。)を甲に対して請求するものとする。

(複写サービス料金の支払い)

第8条 甲は、前条の規定により、適法な請求書を受理したときは、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前(「長崎県の休日を定める条例」に規定する休日を除く。)の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、設置された装置等が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないもの(以下「契約不適合」と

いう。)であるときは、乙に対し目的物の修補、代替物の設置又は不足分の設置による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて複写サービス料金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに複写サービス料金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項又は第3項の規定は、設置された装置等の契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)が甲の提供した材料の性質又は甲の与えた指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 甲は、設置された装置等に関し、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)であるときは、当該不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、履行の追完の請求、損害賠償の請求、複写サービス料金の減額の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が甲に装置等を設置した時において、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

第 11 条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 13 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、契約期間の開始日までに装置等を設置できないとき。

(2) 契約期間の終了日まで装置等を設置しないとき。

(3) 正当な理由なく、第 10 条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 乙の債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 乙の債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第15条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成22年9月13日施行)別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

- 2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は第5条に規定する複写サービス料金の単価等と予定複写枚数から計算をして得た月額に契約期間の月数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。以下、「契約金額」という。)の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。
- 4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の催告による解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第18条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、甲が利用した期間がある場合は、既済部分を確認の上、甲が利益を受けるものとして当該確認に合格をした業務の既済部分に相応する複写サービス料金を乙に支払わなければならない。月の中途中で解除された場合におけるその月の複写サービス料金は、日割計算によって算定した額とする。

- 2 甲は、業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約期間の開始日までに装置を設置できないとき。

(2) 契約期間の終了日まで装置等を設置しないとき。

(3) 設置された装置等に契約不適合があるとき。

(4) 第 12 条又は第 13 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は契約金額(第 13 条第2項の規定により契

約の一部が解除された場合にあっては、当該解除によって履行不能となった部分に相応する予定複写枚数及び契
約期間による)の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 12 条又は第 13 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行
不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任さ
れた破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により
選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により
選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)
がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1
項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じて、複写サービス料金に対し契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下、「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて計算した額(100 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)を乙に請求することができるものとする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約
保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第 20 条 業務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、そ
の損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙の損害賠償請求等)

第 21 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができ
る。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない
事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第 16 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 甲が故意又は重大な過失によって装置等に損害を与えたとき。この場合において、乙は当該損害に係る保険金

を受領しているとき、又は受領する見込みがあるときは、当該保険金受領額又は受領見込額については、甲に請求しないものとする。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 甲の責めに帰すべき事由により、第8条の規定による複写サービス料金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、契約締結日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(再委託の禁止)

第 22 条 乙は、この契約の履行について他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 23 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 甲又は乙の指示に基づいて装置等の納入、保守、管理等の業務に従事する者はその職務上知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(装置等の移転)

第 24 条 甲は、装置等を設置場所から他の場所へ移転する必要が生じたときは、あらかじめ乙に通知するものとする。この場合の装置等の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(事故の通知)

第 25 条 甲は、装置等に事故が発生したときは、乙に通知するものとする。

(複写機の保守)

第 26 条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとする。

2 前項の保守を行うため、乙は定期的に社員を派遣して点検、調整を行わなければならない。

3 複写機が故障した場合は、甲の請求により乙は直ちに社員を派遣して概ね1時間以内に修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

4 前各号の修理に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(消耗品等の供給)

第 27 条 ドラム・トナーは、乙の社員の点検又は甲の通知に基づきコピー品質維持のため、乙が必要と認めたときは、乙はこれを取り替えるものとする。

2 その他の消耗品等については、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出によって予備手持量の不足を知ったとき、乙は当該消耗品等を供給するものとする。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第 28 条 複写機及び消耗品等(用紙を除く)の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務を持つて使用、管理しなければならない。

2 甲は複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複写機の現状を変更するような行為及び消耗品等を他に流用してはならない。

(保険)

第 29 条 乙は複写機につき、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(秘密の保持)

第 30 条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(装置等の返還)

第 31 条 甲は、契約期間の満了又は契約の解除によって終了した場合、装置等を乙に速やかに返還しなければならない。

2 装置等の返還に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 32 条 この契約に定めるものほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則(昭和 39 年長崎県規則第 23 号)の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めがない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 北松浦郡佐々町小浦免 1572-26
長崎県立佐世保高等技術専門校
校長 川内野 寿美子 □印

乙 △△市△△町△番地
△△株式会社
代表取締役 △△ △△ ㊞

(別紙)

1. 契約対象物件及び設置場所

	・ファクシミリ(カラー複合機)及び複写機	設置場所
本体型番		佐世保高等技術専門校 事務職員室

2. 複写サービス料金

白黒	基本料金	6,000 枚まで	円
	超過料金	6,001~15,000枚	円
カラー	料 金	15,001 枚以上	円
		1,000 枚まで	円
		1,001 枚以上	円

- (1)複写機サービス料金(用紙代を除く)は、複写機1台毎に1ヶ月の総複写枚数から下記(3)に該当する枚数を控除了した複写枚数を算出し、合算し、契約単価に従い算出する。
- (2)この契約における1ヶ月とは、月の初日から末日までをいう。
- (3)乙の社員が複写機の保守にあたって、複写機の点検と調整のため使用した複写及び乙の責に帰すべき原因での不良の複写が生じたときは、当該複写数は、1ヶ月の複写枚数から除くものとする